

# 市営墓地 返還墓所 募集のお知らせ

このたび、市営墓地公園および大山墓地において、返還された区画の募集を行います。特定の宗教・宗派を問わず、お申込みいただけます。

1 募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)※郵送は令和8年1月16日 必着

- 2 申込条件 須賀川市市営墓地の使用許可を持っていない方  
須賀川市に住所がある方  
須賀川市に本籍がある方で、市外居住の場合は市内に代理人を選定できる方

3 募集区画及び使用料等(位置図は裏面にあります)

(1) 墓地公園規制区域4㎡(23区画) 使用料 240,000 円 永代管理料 40,000 円					
3-1	48・125・239	3-4	37・165・187	8-1	105
3-2	128・183・204	7-1	1・89・235	8-2	84・152・202・204
3-3	142	7-2	219	8-3	43・96・155・175
(2) 墓地公園規制区域6㎡(7区画) 使用料 360,000 円 永代管理料 60,000 円					
2-1	91・104・203	2-3	39・44		
2-2	196	6-1	36		
(3) 墓地公園自由区域6㎡(3区画) 使用料360,000 円 永代管理料 60,000 円				10-2	34・73・76
(4) 墓地公園自由区域9㎡(1区画) 使用料540,000 円 永代管理料 90,000 円				10-1	95
(5) 大山墓地自由区域6㎡(7区画) 使用料 110,000 円 永代管理料 なし				1-3・1-14・2-52・2-62・ 3-17・6-26・8-35	

- (1)～(5)を重複して申込みことはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 先着順ではありません。
- 市外の方が申し込む場合、使用料は上記金額の5割増となります。
- 規制区域は、設置できる墓石等の規格と配置が決められています。
- 自由区域には、焼骨を納めるカポート(納骨室)がありません。

4 申込方法と決定の流れ

(1)申込方法

- ① 提出書類 墓所使用許可申請書、本籍記載の住民票抄本(市外の方は、代理人の住民票も添付)
- ② 提出先 須賀川市役所環境課(2階)
- ③ 申込された方には、受付票をお渡しいたします。  
※郵送の場合は、簡易書留で郵送(令和8年1月16日必着)

(2)抽選の流れ

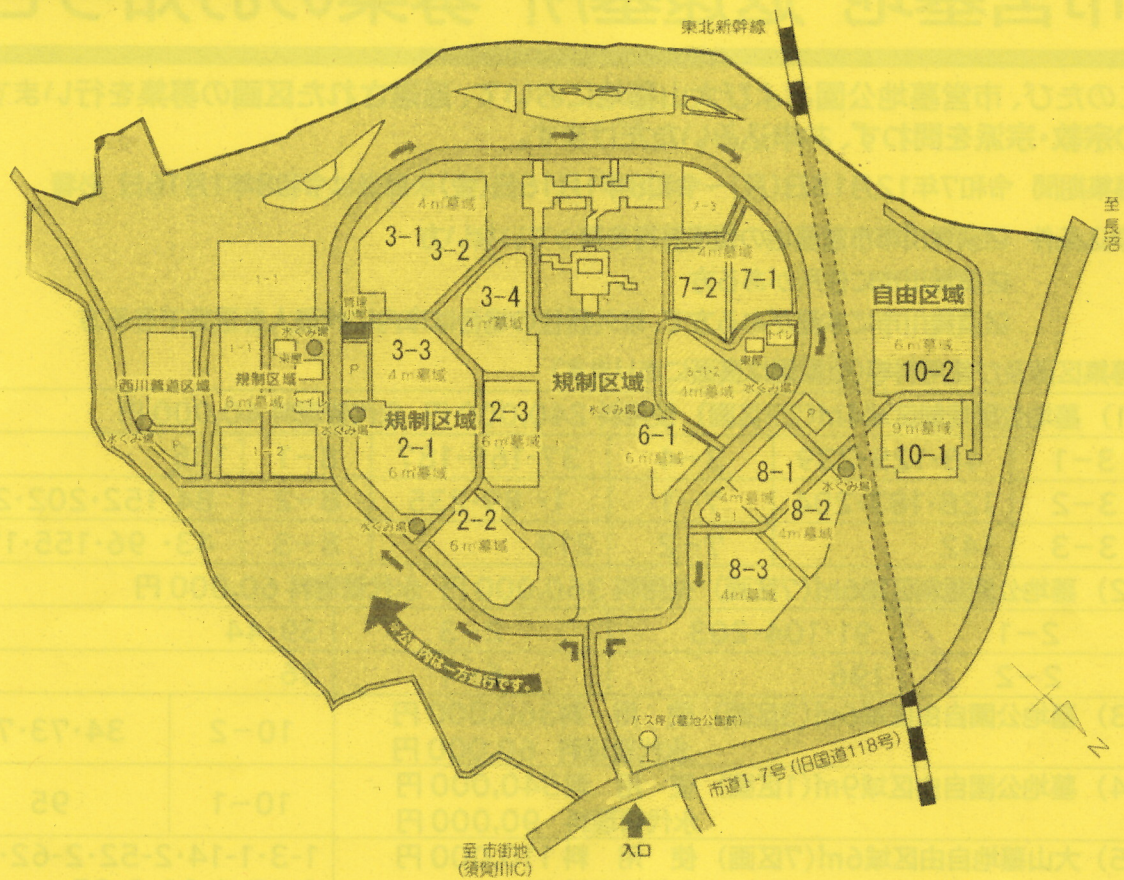
- ① 抽選の実施 申込者が募集区画数より多い場合は、使用者を決定する抽選を行います。
- ② 結果通知 結果は、全員に送付いたします。(令和8年1月下旬)
- ③ 区画の決定 使用者決定後、使用区画を決める抽選を行います。
- ④ 納付 当選者には納付書を送付します。
- ⑤ 許可書発行 納入確認後、順次「区画墓所使用許可書」を送付します。

5 その他

- ① 維持管理 使用者が、許可された墓所の除草・清掃等の適正な維持管理をお願いします。
- ② 返還 使用許可後、3年以内に未使用で返還した場合は、使用料と永代管理料の8割を還付します。

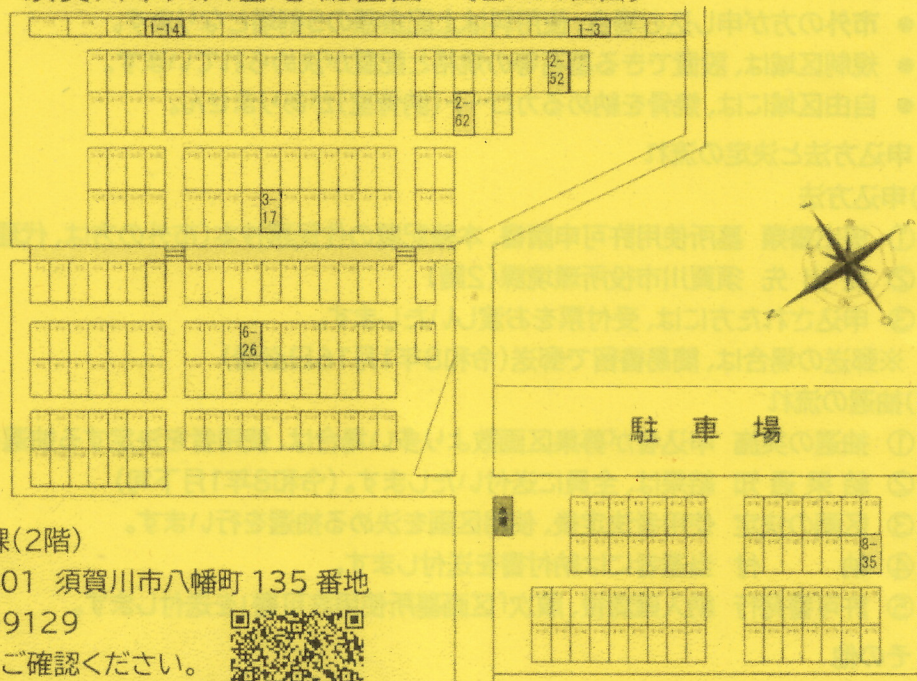
6 募集区画配置図

(1)墓地公園(須賀川市稲字火越地内)



(2)大山墓地(須賀川市矢沢字大山地内)

須賀川市大山墓地 配置図 [全238区画]



7 問い合わせ先

須賀川市役所環境課(2階)  
 住所 〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地  
 電話 0248-88-9129  
 ※市ホームページもご確認ください。



返還墓所のお知らせ